

会 議 録

| | |
|-----------------------------------|--|
| 会 議 の 名 称 | 平成25年度 第1回 小金井市交通安全推進協議会 |
| 事 務 局 | 都市整備部 交通対策課 |
| 開 催 日 時 | 平成25年8月28日（火）午後3時～5時 |
| 開 催 場 所 | 本町作業所（本町暫定庁舎2階） |
| 出 席 者 | 別紙のとおり |
| 傍 聴 の 可 否 | ○ 可 ・ 一部不可 ・ 不可 |
| 傍 聴 者 数 | 0人 |
| 傍 聴 不 可 等 の 理 由 等 | 該当なし |
| 会 議 次 第 | <ol style="list-style-type: none"> 1 小金井市長あいさつ 2 会長あいさつ 3 小金井警察署管内における交通情勢について 4 議 題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成25年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について (2) 交通安全運動期間中の広報活動等について (3) 交通安全市民の集いの実施について (4) その他 |
| 会 議 結 果 | 別紙のとおり |
| 発 言 内 容 ・ 発 言 者 名（主な発言 要旨等） | 別紙のとおり |
| 提 出 資 料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案） ・ 平成25年秋の交通安全運動市内広報文（案） ・ 自転車の交通ルール ・ 秋の全国交通安全運動市民の集い |
| そ の 他 | |

平成25年度第1回小金井市交通安全推進協議会会議録

1 日 時 平成25年8月28日(水)午後3時～5時

2 場 所 本町作業所(本町暫定庁舎2階)

3 内 容

(1) 小金井市長あいさつ

(2) 会長あいさつ

(3) 小金井警察署管内における交通情勢について

(4) 議 題

① 平成25年秋の小金井市交通安全運動推進要領(案)について

② 交通安全運動期間中の広報活動等について

③ 交通安全市民の集いの実施について

④ その他

4 出席者

【委員】(敬称略)

吉永徳昭(代理者)、露口哲治、原口久男、阿部孝宏(代理者)、渡邊恭秀、伊藤和郎、土屋和子、斉藤浩、大森康雄、村手隆夫、奥田泰大

【小金井市】

稲葉孝彦(小金井市長)、畑野伸二(都市整備部交通対策課長)、府川真之(都市整備部交通対策課交通対策係長)

【傍聴者】

なし

5 主な発言要旨等

【交通対策係長】開会、資格審査、配布資料の確認

【市長】挨拶

【会長】挨拶

【交通対策係長】

これをもって会長と交代する。

【会長】

定めに従いまして議長を務めさせていただく。

まず最初に「小金井警察署管内における交通情勢について」を、警視庁小金井警察署藤山交通課長より説明をお願いしたい。

【小金井警察署交通課長】 小金井警察署管内における交通情勢について

【会長】

ただ今の報告に対して何か質問はあるか。

無いようなので、議題に入らせていただく。

議題(1) 平成25年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について、事務局から説明をお願いしたい。

【交通対策係長】

平成25年2月1日付、内閣府交通対策本部で決定された「平成25年春の全国交通安全運動推進要綱」に基づき、東京都では、都民総ぐるみの運動として推進することとして首都交通対策協議会安全部会において、東京都における推進要領が決定された。この東京都の推進要領を基本として、私ども事務局で作成したものを小金井市版の推進要領として、本日もご提案させていただきます。

本年上半期の都内の交通事故発生状況は、発生件数及び死者数・負傷者数ともに減少しておりますが、死者は82人（前年比+2人）と、未だ交通事故により尊い命が失われている状況である。しかしながら、依然として多くの方が交通事故の犠牲となっているなど厳しい状況は続いている。このため、交通事故死者全体の約4割を占める高齢者や、2割を超える二輪車の交通事故防止に重点的に取り組むとともに、自転車安全利用の推進、飲酒運転の根絶、交通安全教育の推進や、安全かつ円滑な道路交通環境の整備等の諸施策を、より計画的かつ効果的に展開していく必要がある。

まず目的である。「交通安全運動をきっかけに、市民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域

における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくこと」を目的としている。

スローガンは「やさしさが 走るこの街 この道路」という東京都の第8次の交通安全計画から使われているお馴染みのスローガンが、今回も引き続き掲げられている。

期間は、例年どおりの9月21日（土）から30日（月）までの10日間で実施する。この時期は、秋の行楽シーズン、お彼岸の時期にあたる。そのような時期に、全国的に交通安全を啓発していくということで、昭和23年以降、今回が131回目の交通安全運動ということになる。期間中の9月30日（月）は、「交通死亡事故ゼロを目指す日」ということで定められている。

主催機関としては、小金井市、警視庁小金井警察署管内交通安全協会、警視庁小金井警察署、本協議会、関係機関・団体ということで、皆様で力を合わせてこの運動を実施してまいりたいと考えている。

運動の基本は、「子どもと高齢者の交通事故防止」である。平成18年秋の交通安全運動を行う際にこの「運動の基本」というものが設定されるようになった。なお、昨年・一昨年共に、春・秋ともこの「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本として掲げている。

運動の重点は、①夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）、②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、③飲酒運転の根絶、④二輪車の交通事故防止、以上4項目が決まっている。

具体的な推進要領ということで、「家庭・地域で行うこと」、「運転者としてハンドルを握る際のポイント」、「職場や学校等で行うこと」を項目ごとにあげている。

以上、平成25年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）をご提案申し上げることとし、ご審議の上、ご承認賜わるようお願い申し上げます。

【会長】

以上で事務局案の説明が終了したが、ご意見、ご質問があれば発言願いたい。

【渡邊委員】

東八道路沿いの歩道については歩道箇所と自転車道箇所があり、それぞれ看板にて区別されているが、未だに歩道箇所を走行している等、自転車走行者のマナーが悪く、未だに自転車道の看板が認識されていないように見受けられる。現在の対応状況と今後の対応策は何か検討しているのか。

【交通対策課長】

東八道路沿いについては、現在、歩道を車道側に広げて自転車道を整備しており、都道であることから東京都北多摩南部建設事務所が主体となり、市域を超えた自転車道専用看板を統一して使用することにより推し進めているところである。

市としても、HP等で広報を行っているところではあるが、重点的に行っているとは言い難く、実態等も踏まえながら普及啓発を図っていきたい。

【会長】

他に無いようでしたら、本案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

．．．．．異議なし．．．．．

【会長】

異議が無いので、「平成25年秋の小金井市交通安全運動推進要領」は、原案どおり決定する。

続きまして議題(2) 交通安全運動期間中の広報活動等について、事務局から説明をお願いしたい。

【交通対策係長】

運動期間中の広報活動については、次の四つの方法により実施したいと考えている。

① 車両による広報活動

通勤・通学の時間帯にあたる午前7時半から8時半までの約1時間及び児童・生徒の下校時間にあたる午後3時前後の2時間、毎日2回合計3時間程度を市交通対策課職員が交代で行う。場所は、武蔵小金井駅、

東小金井駅及び新小金井駅の駅前広場を重点的に広報する。庁用車に装備された青色回転灯を点灯させて行うので、交通安全のみならず防犯パトロールの一躍も担っている。

なお、広報テープの録音は、毎回市内の中学生にご協力をいただいております、これは東京都からも高く評価をされておるところである、今回は、第二中学校の皆さんにご協力をいただく予定としている。

② 交通安全ポスターの掲示

市庁舎をはじめ、従前どおり市内の全ての教育機関、全ての金融機関、店舗数は減少したが全てのガソリンスタンド等、69の事業所に合計101枚の啓発ポスターを配布し、市民への周知活動にご協力をいただく予定となっている。

③ のぼり旗の設置

「交通安全運動実施中」をお知らせするのぼり旗を運動期間中、市内の主要交差点、市役所本庁舎前・第二庁舎前、そして小金井警察署前を中心に設置する。

これにより、ドライバー、歩行者、自転車利用者等全ての市民に交通安全運動が実施されていることを周知して行きたいと考えている。

④ 市報・ホームページによる広報

市報「こがねい」9月15日号及び市ホームページを活用して、広報していく。

なお、今回の記事の内容ですが、交通安全運動のお知らせに加えて自転車のルールとマナー、特に「自転車は軽車両です。」という啓発にも取り組んだ内容としている。

以上、大きく4点の方法を活用して、交通安全運動の実施を広く市民に広報していきたいと考えている。

【会長】

何かご意見・ご質問等はあるか。

無いようなので、議題(3) 交通安全市民の集いの実施について、事務局から説明をお願いしたい。

【交通対策課係長】

「交通安全市民の集い」は、秋の交通安全運動のイベントとして小金井警察署が中心となり、毎年春は国分寺市、秋は小金井市で開催している。

平成25年秋は、9月7日（土）に、昨年同様、武蔵小金井駅南口の小金井市民交流センター大ホールにおいて午後2時より開催される予定である。当日は、交通安全ビデオ、交通少年団演奏、歌謡ショー、落語等の催し物を行うので、委員の皆さんも、是非参加いただきたい。

なお、今回より、初の試みとして交流センター1階の駅側入口付近において、自転車シュミレーターの体験コーナーを設ける予定である。

これは、自転車シュミレーターを1台用意し、実際の交通状況をモニターに再現した中で、自転車を運転する際に起こりうる危険を安全に体験できるものとなっている。こちらのコーナーについては、正午より開設しているのでお試しいたい。

【会長】

ご意見・ご質問等はあるか。

無いようなので、(4)その他について、何かあればお願いしたい。

【露口委員】

本日、各委員には事務局より資料を配布していただいたが、自転車での走行について何点か質問させていただきたい。

- ① 小金井市は全市的に市街化区域であり、自転車が歩道を通れる標識はなくても歩道を通れるという解釈となる。小金井市内の全ての歩道は自転車の通行は可能であるのか。
- ② 道路上に「一時停止」や「通学路」、「40キロ制限」等の表示があるが、中には表示が薄れている箇所もあり、こういう場合の対応について伺いたい。
- ③ 道路交通法の改正が予定されており、その中で、自転車が通行できる路側帯は左側通行のみになると確認しているが、路側帯を示す白線がない箇所もあり、そのような箇所も含めて左側通行となるのか。
- ④ 小金井街道にある前原坂については、歩道を広げた結果、車道が狭く

なった。車の渋滞が多く、車道左側が通れなかった場合、右側から自転車が車を追い越すことができるのか。

以上、回答願いたい。

【小金井警察署交通課長】

自転車については、便利で手軽な交通手段として大変多くの方々に利用されており、また、東日本大震災以降、通勤等での自転車利用者も増加している。しかし、道路交通法上では軽車両と位置づけられているが、利用者の意識が希薄な部分もあるのが現状である。

①については、自転車は車道走行が原則であるが、歩道の中でも自転車が走行できる箇所については自転車歩道通行可能標識が必ずあり、その範囲内に限られている。しかし、標識については減少傾向にあり、車道走行が主体となってきている傾向である。

②について、表示が薄れている箇所があれば、近隣の交番及び小金井警察まで連絡をいただきたい。連絡を受けた際には、道路管理者である市と連携を図りながら、予算上の制約内での対応を行うこととしている。

③については、去る6月頃に道路交通法改正の法案が可決され、施行は12月の予定となっている。自転車は、道路交通法上軽車両と位置づけられており、自動車等と同様に車道を左側走行するのを原則としているが、路側帯内においてはその規制が及ばない状況であり、現状は相互通行となっている。その状況が非常に危険であることから路側帯内においても左側走行という今回の改正となった。各委員には周囲に周知願いたい。

④については、対向車が接近する恐れがあり、非常に危険なので絶対に止めていただきたい。なお、当該小金井街道の歩道については自転車歩道通行可標識があるので歩道を走行していただきたい。

【村手委員】

①について、市街化区域だから市内の全ての歩道は通行可能という表記があり、そのような交通標識はないものと認識しているが実際にはそういう標識はあるのか。また、そもそも市街化区域であるから歩道内での自転車走行が可能ということではないということによろしいか。

【小金井警察署交通課長】

道路交通法上そのような標識及び規制はない。

【露口委員】

今回の①についての質問は、小金井市は市街化区域であり、道路の延長上のどこかに通行可の標識があるため、結果として市内全域通行可能なのかという趣旨で確認している。

【小金井警察署交通課長】

通行可の標識については、約200から300メートル間隔で設置しており、設置区間以外については道路交通法上走行できないこととなっており、市内においてもそのような区間はある。先程、標識については減少傾向であるという回答をさせていただいたが、市内全ての歩道を走行禁止とするのは、場所によっては車道走行が危険な箇所もあり、難しいところがある。

【会長】

次にスタントマンを活用した自転車安全教室の報告について事務局より説明願いたい。

「スタントマンを活用した自転車安全教室」についてご報告する
テレビや映画で活躍中のプロのスタントマンが、実際に発生した交通死亡事故を再現し、目の前でそれを疑似体験することにより、交通安全を心掛けるようになる。また、この交通安全教育を受講した中高生が将来ハンドルを握るようになった時、悲惨な交通事故を起こさないように、安全運転を行うドライバーに育ってほしいという長期的なスパンの交通安全プログラムである。今年度は東中と緑中で実施する予定となっており、準備を進めているところである。

小金井市では、市立中学校に於いて3年を1サイクルで実施しているので、市立中学校5校に通う小金井市の中学生は、在校中に必ずこのプログラムを受講できるということになる。受講した生徒はもとより、先生方からも大変好評なプログラムであるので、今後も継続して実施して行きたい。

【会長】

ただいまの報告について質問はあるか。

無ければ、これで平成25年度第1回小金井市交通安全推進協議会を終了する。